

## 「愛育フィッシュ」ロゴマーク等の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県が商標登録している愛媛県産養殖魚の愛称である「愛育フィッシュ」の文字並びに別記1の著作物(以下「ロゴマーク」という。)の使用方法等について、必要な基準等を定めるものとする。

### (使用基準等)

第2条 「愛育フィッシュ」の文字並びにロゴマーク(以下「ロゴマーク等」という。)の使用基準は、別表第1の使用対象の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる使用基準のとおりとする。

2 「愛育フィッシュ」のロゴマーク等を使用しようとする者は、その責任において前項に規定する基準を満たすことを確認のうえ使用しなければならない。

### (使用の届出)

第3条 ロゴマーク等を食品以外の販売を目的とした製品に使用しようとする場合には、「愛育フィッシュ」ロゴマーク等使用届出書(様式第1号)により、事前に愛媛県に届出をしなければならない。

2 前項に規定する届出対象の製品が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該製品にロゴマーク等を使用することはできない。

- (1) 「愛育フィッシュ」の普及を目的としない製品。
- (2) 他の類似品と比べて著しく高額である場合など、消費者に不当な損害を与えるおそれがある製品。
- (3) その他公序良俗に反する製品など、愛媛県がロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあると認めたもの。

### (ロゴマークの使用方法)

第4条 「愛育フィッシュ」のロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークの色及び組合せは、別記1を基本とする。ただし、モノクロームで使用する場合など、指定色どおりでの使用が困難な場合には、やむを得ないと認められる範囲で色の変更を認めるものとする。
- (2) ロゴマークを使用する際の大きさは、特に制限しない。ただし、「愛育フィッシュ」及び「愛媛で育てた魚です」の文字の判読には十分留意するものとする。

### (使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用は、無償とする。

### (報告及び調査等)

第6条 ロゴマーク等を使用する者は、愛媛県から当該使用に関する報告を求められ、若しくは調査の要請があった場合には、これに応じなければならない。

2 前項の報告又は調査の結果、使用方法等の是正が必要な場合には、愛媛県はロゴマーク等の使用者に必要な指示をすることができるものとする。

### (使用の中止等)

第7条 愛媛県は、ロゴマーク等の使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を中止することができるものとする。この場合において、使用の中止によってロゴマーク等の使用者又はその関係者に生じたいかなる損失も、愛媛県はその責めを負わない。

- (1) 本要綱の規定に違反してロゴマーク等を使用したとき。
- (2) ロゴマーク等の使用者が食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)その他の法令に違反する行為を行ったことが判明し、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (4) その他ロゴマーク等の使用が承認を行う趣旨に反する行為をしたとき。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

別表第1（第2条関係）

使用対象	使用基準
1 生鮮食品	愛媛県で生産された全ての養殖魚を対象とする。
2 加工食品	<p>原材料の総重量に占める上記1の生鮮食品の割合が、概ね50%を超える加工食品を対象とする。</p> <p>ただし、上記1の生鮮食品がその商品の特徴づける原材料である場合にあっては、原材料の総重量に占める上記1の生鮮食品の割合が50%以下の加工食品であっても、当該商品の特徴づける原材料の総重量に占める上記1の生鮮食品の割合が概ね75%以上であれば対象とするものとする。</p>
3 食品以外の広報物等	<p>「愛育フィッシュ」の販売及び「愛育フィッシュ」の普及を目的として使用する場合の使用は制限しない。</p> <p>ただし、販売を目的とした製品に使用する場合には、第3条の規定に基づく届出をしなければならない。</p>

注1 生鮮食品の場合の使用基準にある「愛媛県で生産された」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく原産地表示において、「愛媛県」と記載可能なものをいう。

注2 加工食品の場合の使用基準にある「その商品の特徴づける原材料である場合」とは、当該原材料を使用することで、当該原材料を使用していない類似商品との違いを明確にしている商品であって、その名称やパッケージのデザインなどで当該原材料を使用している商品であることを特徴的に表現しているものをいう。

別記1 (第1条関係)

1 愛育フィッシュ  
シンボルマーク・ロゴタイプ

シンボルマーク+ロゴ<1>



サブビジュアル



シンボルマーク+ロゴ<2>



シンボルマーク+ロゴ<3>



単色使用例



背景色がある場合の使用例



指定色

CMC・564 (18版)

<プロセス> C100%+M100%+Y10%

CMC・86 (18版)

<プロセス> M20%+Y100%

CMC・163 (18版)

<プロセス> M35%+Y100%

CMC・50 (18版)

<プロセス> M60%+Y10%

注意事項

最小使用サイズについて  
シンボルやロゴが潰れ、認知・可読性を失う恐れがあるため、以下のサイズを使用限度とする。

左右10mm程度まで



左右15mm程度まで

愛育フィッシュ

× 縁取り禁止  
複雑化し、可読性と訴求効果を弱めるためロゴの縁取り禁止。



## カラーバリエーション〈1〉



愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ

愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ



愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ

## カラーバリエーション〈2〉



愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ

愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ



愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ

## カラーバリエーション〈3〉



愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ

愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ



愛育で育てた魚です  
愛育フィッシュ

## 指定色

コIC・185 (18版)

〈プロセス〉 C100%+M80%

コIC・99 (18版)

〈プロセス〉 C75%

コIC・N-848 (7版)

〈プロセス〉 C100%+M40%+Y100%

コIC・90 (18版)

〈プロセス〉 C35%+Y100%

コIC・155 (18版)

〈プロセス〉 M100%+Y50%

コIC・50 (18版)

〈プロセス〉 M60%+Y10%

コIC・163 (18版)

〈プロセス〉 M35%+Y100%

## 「愛育フィッシュ」ロゴマーク等使用届出書

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)  
届出者  
氏名(法人にあっては名称及び代表者の職氏名) 印

「愛育フィッシュ」ロゴマーク等の使用について、「愛育フィッシュ」ロゴマーク等の使用に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり届出します。

- 1 ロゴマーク等を使用する製品
  - (1) 製品の名称
  - (2) 製品の概要
  - (3) 販売予定価格
  - (4) 主な販売場所(又は販売方法)
- 2 ロゴマーク等の使用目的
- 3 ロゴマーク等の使用期間  
年 月 ~ 年 月
- 4 ロゴマーク等の使用デザイン案  
別紙のとおり

### 誓約事項

- 1 「愛育フィッシュ」ロゴマーク等の使用に関する要綱第6条第1項の規定に基づく愛媛県からの報告及び調査の要請に適切に応じるとともに、同条第2項に基づく指示を受けた場合には、速やかに対応いたします。
- 2 同要綱第7条の規定に基づくロゴマーク等の使用中止の命令を受けた場合には、ただちにその使用を中止するとともに、当該中止により生じたいかなる損失も愛媛県に請求いたしません。
- 3 ロゴマーク等を使用する製品に関する事故、苦情等が発生した場合には、自らの責任のもとに必要な措置を講じます。

### 1 記入上の注意

- (1) の類似の製品に同時に使用しようとする場合であって、2の使用目的、3の使用期間が同一の場合には、1のロゴマーク等を使用する製品を別紙として、(1)から(4)までの各項目を記載した一覧表の添付に代えることができる。
- (2) 2の使用目的については、「愛育フィッシュ」のロゴマーク等を使用することと当該製品との関連性が明確に分かるよう記載すること。
- (3) 3の使用期間については、使用の終期が未定の場合には、始期のみ記載すること。

### 2 添付書類

- (1) 申請者の定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) ロゴマーク等を使用した場合のデザイン案